

令和8年度 税制改正大綱 ～消費税～

令和8年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、消費税の改正の概要についてお知らせいたします。

＜消費課税＞

1 インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し

インボイス制度の導入時に経過措置として設けられた2割特例について、経過措置終了後は簡易課税制度への移行が予定されているところ、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる一定の個人事業者については、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。

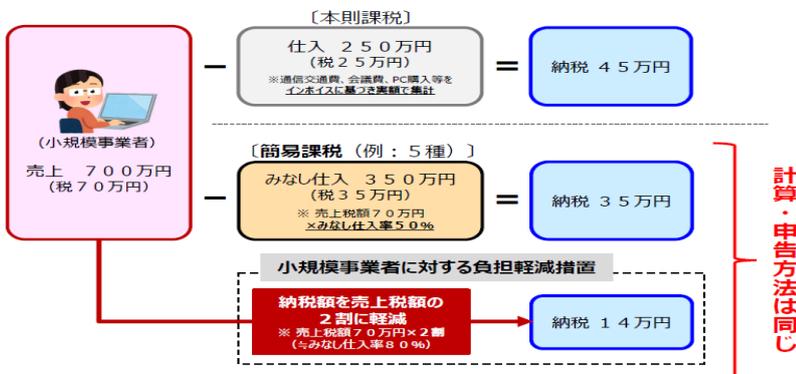
(1) 現行制度（経過措置）のあらまし

自民党税制調査会資料

インボイス制度導入を機に課税転換した小規模事業者に係る激変緩和措置（2割特例）

- 消費税額の証明書類（インボイス）を発行するには課税事業者となる必要があるが、**インボイス制度導入を機に免税事業者から転換した小規模事業者**が消費税の仕組みに慣れるよう、インボイス制度開始から**3年間**（※）は、実際の仕入割合に関係なく、納税額を**売上税額の2割**（＝仕入割合を8割）とできる**激変緩和措置**を講じている。
※ 令和8年9月30日の属する課税期間（例：個人事業者なら令和8年分確定申告）まで適用可能。
- **期間終了後は簡易課税への移行が想定**されているところ、申告方法等の事務負担に関して事業者が有する懸念等を各種事業者団体に確認したところ、**約94%の団体が移行について「特段の懸念は聞こえていない」と回答**。

【イメージ】



【事業者団体へのアンケート調査結果】

2割特例→簡易課税への移行に係る懸念の有無

会員企業から事務負担に関して心配等の声が聞こえている 6%

全体 (n=240) 会員企業から事務負担に関して特段の懸念は聞こえていない 94%

会員企業から事務負担に関して心配等の声が聞こえている 7%

うち 小規模事業者中心の団体 (n=112) 会員企業から事務負担に関して特段の懸念は聞こえていない 93%

※会員企業の従業員数は100人未満が多いと回答した事業者団体

（※）具体的な心配の声としては、「誤った申告をしないかチェックが必要」・「更に事務量が増える可能性」等が報告された。

（出典）各省庁連し600超の事業者団体に行った、会員企業におけるインボイス制度への対応状況に関するアンケート調査の結果に基づき作成（調査時期：令和7年7～8月）
※集計に当たっては、「不明」や、対象外であることを示す選択肢を除外している。

計算・申告方法は同じ

(2) 見直しの基本的考え方

いわゆる2割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、**その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置を2年に限り講ずる**。なお、インボイス制度開始後に課税事業者となった小規模事業者等が意図せず消費税を滞納すること等がないよう、今後、適正な納税を促す方策についても検討を行う。

自民党税制調査会資料

インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し（案）

いわゆる2割特例については、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、以下のとおり見直す。

事務負担への配慮がより必要と考えられる**個人事業者**については、インボイス制度を踏まえて課税転換している場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、**納税額を売上税額の3割とする（仕入割合を7割とみなす）**ことができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。

（参考）令和9・10年分申告において利用可能。

※ インボイス制度開始後に課税事業者となった小規模事業者等が意図せず消費税を滞納すること等がないよう、今後、適正な納税を促す方策について検討を行う。

インボイス制度を踏まえて課税転換している個人事業者に関する簡易な申告方法の適用イメージ



（注1）上記の3割特例を利用しない個人事業者や法人については、2割特例終了後も、業種ごとの実態を踏まえて設定されたみなし仕入率を用いる簡易課税制度に移行することで、2割特例と実質的に同様の計算・申告方法により確定申告書の作成が可能。

（注2）インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できない。

（注3）2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに必要な手続きをすればよいこととする。

2 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

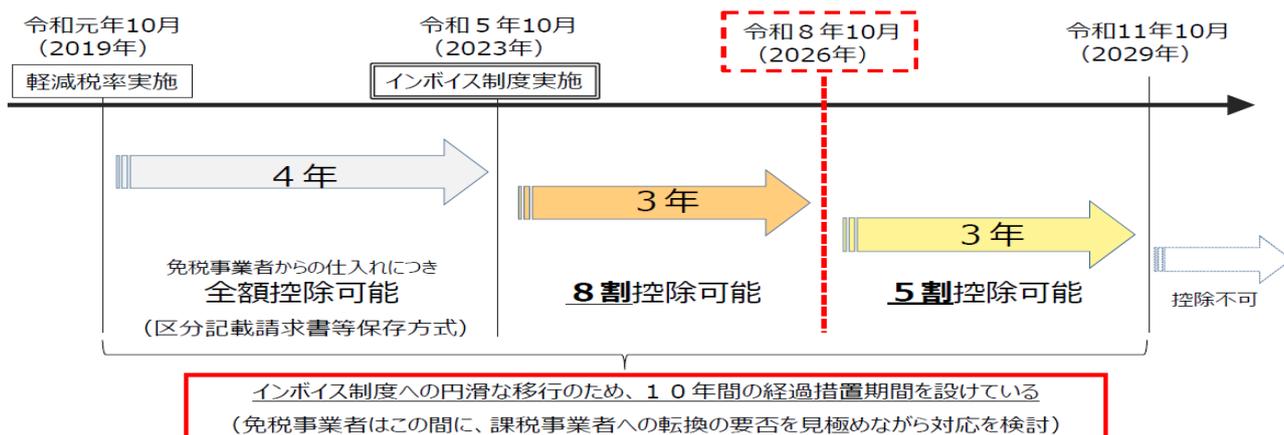
免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図るとともに、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図ることとする。

(1) 現行制度（経過措置）のあらまし

自民党税制調査会資料

免税事業者からの仕入れに係る経過措置（8割控除・5割控除）

- 本来免税事業者からの仕入れは発注側企業において仕入税額控除できないため、免税事業者のままで取引に影響が出る懸念がある中、**インボイス制度開始後も免税事業者が課税転換するか否かを検討**できるよう、経過的に、発注側企業が免税事業者との取引の**一定割合を仕入税額控除できる措置**を講じている。
- ※ 本来、課税の累積が生じない免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除の対象とする必要はないが、インボイス制度導入前においては、支払先が免税事業者か否かを判別する仕組みがなかったことから、その全額が控除の対象とされてきた。



(2) 見直しの基本的考え方

消費者が支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっており、また、本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている実態が確認されていることも踏まえ、本経過措置は段階的に縮減することとするが、**インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割と段階的に縮減していき、令和13年9月末をもってその適用を終了する。**

あわせて、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、**その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額を、現行の10億円から1億円に引き下げる。**その上で、当該上限額については、取引実態等を踏まえ、今後、更なる引下げについて検討する。

自民党税制調査会資料

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し（案）

- **控除可能割合の特例**について、以下の点を踏まえ、**段階的に縮減する方向性は確保しつつ、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げベース・幅を見直す**（令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から3割（令和13年9月末まで））。
- ・ 消費者が事業者を支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっている。
 - ・ 本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている。
- 濫用防止を図る観点から、**1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額について1億円に引き下げる**（現行10億円）。
- （参考）課税の累積が生じない免税事業者からの仕入れについては、本来、仕入税額控除の対象とされず、諸外国での例も確認されていないが、インボイス制度の円滑な導入・定着を図る観点から本経過措置は設けられている。

